

1 申請者から学校への提出書類

(1) 生活保護（生業扶助）受給世帯

書類名	注意事項
高知県高校生等奨学給付金受給申請書 (別記第1号様式)	- 消せるボールペンの使用不可 - 記載内容の訂正を行う場合は二重線を引いて押印すること
住民票	- 保護者等及び対象高校生等が属する世帯全ての構成員の住民票で、 「続柄」が記載されていること 「世帯全員の住民票である」旨が記載されていること - 個人番号(マイナンバー)が記載されていないこと - 発行日が申請日から3か月前までのもの
生業扶助（高等学校等就学費） 受給証明書（別記第2号様式） または 生活保護受給証明書	- 令和2年7月1日以降に発行されたもの - 令和2年7月1日現在の生業扶助の受給状況が確認できるもの ※生業扶助を受給していない場合、「非課税世帯」となります。 - 受給者が全員記載されているもの
在学証明書（別記第3号様式）	学び直し支援金対象者はその旨を明記すること
預金通帳の写し	- 申請書に記載した、申請者本人名義の通帳であること - 金融機関名・店舗名・預金種別・口座番号・口座名義人（漢字表記・カナ表記のいずれも必要）が確認できること ※高等学校課への提出は不要ですので、学校で保管してください。

(2) 非課税世帯

書類名	注意事項
高知県高校生等奨学給付金受給申請書 (別記第1号様式)	- 消せるボールペンの使用不可 - 記載内容の訂正を行う場合は二重線を引いて押印すること
住民票	- 保護者等及び対象生徒が属する世帯全ての構成員の住民票で、 「続柄」が記載されていること 「世帯全員の住民票である」旨が記載されていること - 個人番号(マイナンバー)が記載されていないこと - 発行日が申請日から3か月前までのもの
保護者等全員の令和2年度の 課税証明書等 (令和元年中の所得に基づくもの)	生徒に親権者又は未成年後見人がおらず、「生徒本人」又は「主たる生計維持者」の課税証明書等を提出する場合、生徒本人の扶養状況が確認できる書類も必要（生徒本人の健康保険証のコピー等。国民健康保険の場合、保険証のコピーと扶養誓約書（別記第4号様式）の提出が必要）
在学証明書（別記第3号様式）	学び直し支援金対象者はその旨を明記すること
預金通帳の写し	- 申請書に記載した、申請者本人名義の通帳であること - 金融機関名・店舗名・預金種別・口座番号・口座名義人（漢字表記・カナ表記のいずれも必要）が確認できること ※高等学校課への提出は不要ですので、学校で保管してください。
生徒本人及び当該兄弟姉妹の 健康保険証のコピー等	15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がおり、対象となる高校生が第2子以降に相当する世帯の場合のみ必要 - 国民健康保険の場合、保険証のコピーと扶養誓約書（別記第4号様式）の提出が必要 - A4サイズにコピーするか、「健康保険証貼付用台紙」（任意）に貼ること
オンライン学習の通信費に係る誓約書 (別記第11号様式)	誓約書の提出がない場合、加算支給の対象外となることに留意

●住民票のコピーを提出する場合、余白に「**原本は〇〇高校（生徒氏名）の書類に添付**」と記入してください。

●その他、詳細については案内冊子等を確認してください。

(3) 家計急変世帯

書類名	注意事項								
高知県高校生等奨学給付金（家計急変） 受給申請書（別記第1号様式）	・消せるボールペンの使用不可 ・記載内容の訂正を行う場合は二重線を引いて押印すること								
住民票	・保護者等及び対象生徒が属する世帯全ての構成員の住民票で、 ・「続柄」が記載されていること ・「世帯全員の住民票である」旨が記載されていること ・<u>個人番号（マイナンバー）が記載されていないこと</u> ・発行日が申請日から3か月前までのもの								
別紙 家計急変に関する届出	・家計急変の状況や世帯人数について詳細を記入すること ・世帯人数＝保護者等＋扶養親族の合計人数 ※同居していても、収入があり独立して生計を営む者は含めないこと								
保護者等全員の家計の状況を確認できる書類	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>書類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家計急変の発生事由を証明する書類</td><td> ・離職票 ・雇用保険受給資格者証 ・解雇通告書 ・破産宣告通知書 ・廃業等届出 等 </td></tr> <tr> <td>家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類</td><td> ・課税証明書等（家計急変前） ・会社等が作成した給与見込証明書 ・直近の給与明細書 ・税理士又は公認会計士が作成した証明書類（家計急変後）等 </td></tr> <tr> <td>扶養親族の人数及び年齢を確認するための書類</td><td> ・扶養親族分の健康保険証の写し ・扶養親族の記載が省略されていない課税証明書 等 </td></tr> </tbody> </table>	区分	書類	家計急変の発生事由を証明する書類	・離職票 ・雇用保険受給資格者証 ・解雇通告書 ・破産宣告通知書 ・廃業等届出 等	家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類	・課税証明書等（家計急変前） ・会社等が作成した給与見込証明書 ・直近の給与明細書 ・税理士又は公認会計士が作成した証明書類（家計急変後）等	扶養親族の人数及び年齢を確認するための書類	・扶養親族分の健康保険証の写し ・扶養親族の記載が省略されていない課税証明書 等
区分	書類								
家計急変の発生事由を証明する書類	・離職票 ・雇用保険受給資格者証 ・解雇通告書 ・破産宣告通知書 ・廃業等届出 等								
家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類	・課税証明書等（家計急変前） ・会社等が作成した給与見込証明書 ・直近の給与明細書 ・税理士又は公認会計士が作成した証明書類（家計急変後）等								
扶養親族の人数及び年齢を確認するための書類	・扶養親族分の健康保険証の写し ・扶養親族の記載が省略されていない課税証明書 等								
在学証明書（別記第2号様式）	・学び直し支援金対象者はその旨を明記すること ・7月以降の家計急変については基準日が異なるので注意すること （この場合、申請のあった月の翌月（申請のあった日が月の初日である場合は申請のあった月）の1日を基準日とする。）								
預金通帳の写し	・申請書に記載した、申請者本人名義の通帳であること ・金融機関名・店舗名・預金種別・口座番号・口座名義人（漢字表記・カナ表記のいずれも必要）が確認できること ※<u>高等学校課への提出は不要ですので、学校で保管してください。</u>								
オンライン学習の通信費に係る誓約書 （別記第10号様式）	・誓約書の提出がない場合、加算支給の対象外となることに留意								

- 住民票のコピーを提出する場合、余白に「**原本は〇〇高校（生徒氏名）の書類に添付**」と記入してください。
- 提出された書類によっては家計の状況が確認できない場合、追加で書類の提出を求める場合があります。
- その他、詳細については「**高知県高校生等奨学給付金事業（家計急変世帯への給付）の取扱いについて**」を確認してください。